(f)　各締約国が、一時的なラベル若しくは取り外し可能なラベル又は産品への物理的な貼付けを伴わない形での添付書類における証票若しくはラベル等による表示を受け入れるよう努めること。ただし、各締約国が、貿易の技術的障害に関する協定の下での正当な目的がこれにより損なわれると認める場合は、この限りでない。

第七・十二条　協力

1　両締約国は、それぞれの制度の相互理解を増進し、及びそれぞれの市場へのアクセスを促進するため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力を強化する。両締約国は、既存の規制に関する協力についての対話が当該協力を強化するための重要な手段であることを認識する。

2　両締約国は、貿易の促進についての自発的活動であって、相互に関心を有するものを特定し、発展させ、及び促進するよう努める。

3　2に規定する自発的活動には、次のことを含めることができる。

(a)　それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続の質及び実効性を向上させ、並びに両締約国間の規制に関する協力（情報、経験及びデータの交換を含む。）を通じて規制に関する良い慣行を促進すること。

(b)　適当な場合には、それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続を簡素化すること。

(c)　それぞれの強制規格、任意規格及び適合性評価手続と関連する国際規格、指針又は勧告との収れんを進めること。

(d)　それぞれの規制当局間の効率的な相互作用及び協力を国際的、地域的又は国内的な段階において確保すること。

(e)　標準化、認定及び適合性評価手続を担当する両締約国の機関の間の協力を促進し、又は強化すること。

(f)　可能な範囲で、いずれかの締約国又は両締約国が締結している貿易の技術的障害に関連する国際的な協定及び取決めについての情報を交換すること。

第七・十三条　貿易の技術的障害に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される貿易の技術的障害に関する専門委員会は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　貿易の技術的障害に関する専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用を検討すること。

(b)　前条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力を検討すること。

(c)　貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置されるＷＴＯの貿易の技術的障害に関する委員会の下での発展に鑑みてこの章の規定を見直し、及び必要な場合にはこの章の規定の改正に関する勧告を作成すること。

(d)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両締約国が認めることができる手段をとること。

(e)　締約国の要請があった場合には、この章の規定の対象となる事項について討議すること。

(f)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づき、一方の締約国が他方の締約国の強制規格、任意規格又は適合性評価手続の作成、制定又は適用に関して提起する問題に速やかに対処すること。

(g)　この章の規定の目的を達成するために必要な場合には、解決を特定するため、特定の問題又は分野を扱う特別技術作業部会を設置すること。

(h)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に従事する地域的な場及び多数国間の場における作業並びにこの章の規定の実施及び運用についての情報を交換すること。

(i)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

(j)　適当と認める場合には、この章の規定の実施及び運用について合同委員会に報告すること。

3　貿易の技術的障害に関する専門委員会及び同専門委員会の下での特別技術作業部会は、次のものによって調整される。

(a)　欧州連合については、欧州委員会

(b)　日本国については、外務省

4　3に規定する当局は、それぞれが属する締約国の領域における関係機関及び関係者と調整し、並びに必要に応じて、当該関係機関及び関係者が貿易の技術的障害に関する専門委員会の会合に招請されることを確保する責任を有する。

5　貿易の技術的障害に関する専門委員会及び同専門委員会の下での特別技術作業部会は、締約国の要請があった場合には、両締約国の代表者の間で合意する時期及び場所において会合する。その会合は、ビデオ会議その他の手段によって行うことができる。

第七・十四条　連絡部局

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2　連絡部局の任務には、次のことを含める。

(a)　各締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続又はこの章の規定の対象となるその他の事項について情報を交換すること。

(b)　締約国がこの章の規定に基づいて要請する情報又は説明について、両締約国間で合意される合理的な期間内に、及び可能な場合にはその要請の受領の日から六十日以内に、印刷物で又は電子的に提供すること。

(c)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づき、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、制定又は適用に関して締約国が提起する問題について、可能な場合には、速やかに明確にし、及び対処すること。

第八章　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引

第Ａ節　一般規定

第八・一条　適用範囲

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定に基づくそれぞれの締約国の義務並びに両締約国間の貿易及び投資を発展させるためにより良い環境を作り出すことについての両締約国の約束を確認しつつ、サービスの貿易及び投資の漸進的かつ相互主義的な自由化のため並びに電子商取引に関する協力のために必要な措置を定める。

2　この章の規定の適用上、両締約国は、公衆衛生、安全、環境又は公衆の道徳の保護、社会的な保護、消費者の保護、文化の多様性の促進及び保護その他の正当な政策目的を達成するために必要な規制措置を自国の領域内で採用する権利を確認する。

3　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場へのアクセスを求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。